

使用料及び手数料の見直しに関する基本方針の策定について

1. 基本方針策定の背景

(1) 現状

使用料及び手数料の現在の料金体系については、ほとんどのものが合併時、旧3市町の料金を引き継いだまま、現在まで見直しが行われておらず、また、そもそもの料金設定も近隣自治体等を参考にするなど、料金設定の根拠があいまいであるため、負担の公平性や市と利用者の負担の割合などの基本的な考え方を整理し、積算根拠等について明確に説明のできる料金設定とする必要がある。

(2) 基本方針策定の目的

適正な料金設定のために、統一した基準のもと、全庁的に見直しをかける必要があることから、「使用料及び手数料の見直しに関する基本方針」を策定する。

2. 基本的な考え方

使用料や手数料を徴収して提供する市の行政サービスについて、それに要する経費を的確に把握するとともに、受益者負担の原則に基づき算定し、定期的に見直しを行うことにより、常に市民の理解が得られる適正な料金設定とする。

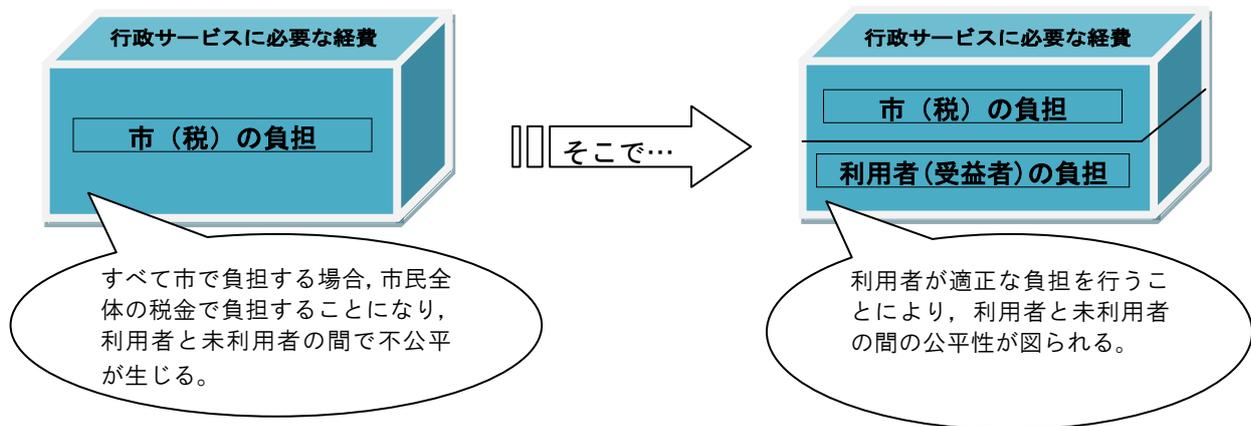
(1) 受益者負担の原則

①負担公平

利用者と未利用者との負担の公平のため、受益の範囲内で要した経費を基本とした料金設定。

②負担均衡

公共性の程度に基づいて、市が負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮。



(2) 算定方法の明確化

積算根拠を明確にした算定方法などを定め、透明性を確保する。

(3) 定期的な見直しの実施

使用料及び手数料については、行政サービス内容や公の施設のあり方等を勘案しながら、定期的に見直しを実施することとし、その時期については、利用者の混乱等を避けるため原則として5年ごととする。

料金の算定は、原価を基本としたものであるため、効率的な施設の管理運営や事務の効率化等、継続的な経費削減に努めながら、料金設定の適正化を図っていく。

(4) 方針の基本的な考え方の対象外とする使用料及び手数料

- ① 法令等により，金額又は算定方法が定められているもの
- ② 国や県の基準，又はこれを基に料金を定めているもの
- ③ 政策的判断により，料金を定めているもの
- ④ その他本方針に掲げる算定方法によるものが，施設又はサービスの性質上そぐわないもの

3. 算定の考え方

その事務処理に要した「人件費」と「物件費」を『原価』とし，その『原価』に行政サービスの必要性や公共性に基づいて明確にした市が負担する部分と利用者が負担する部分の割合を乗ずることで算定する。

4. 算定方法

(1) 使用料

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合 (受益者負担割合 I II III IV)}$$

※性質別負担割合

低い ↑ 市場性 (収益性) ↓ 高い	非市場的	II 公費負担 50% 受益者負担 50%	I 公費負担 100% 受益者負担 0%
	市場的	IV 公費負担 0% 受益者負担 100%	III 公費負担 50% 受益者負担 50%
		選択的	必需的
		← 低い 必需性 高い →	

(2) 手数料

$$\text{手数料} = \text{原価}$$

手数料は，特定の者の利益のために発生した事務であるため，受益者負担割合は100%とする。

5. 今後のスケジュール (案)

- 平成27年 7月 議会全員協議会にて中間報告
- 平成27年 8月 行政改革推進委員会にて審議
- 平成27年10月 議会全員協議会にて結果報告
- 平成27年12月 平成27年第4回定例会に条例改正議案上程
- 平成28年 4月 使用料・手数料の料金改定

【参考】使用料及び手数料の主なもの

○使用料

公民館使用料，体育施設使用料（市民体育館，総合公園など），市立公園使用料など

○手数料

住民票の写し交付手数料，印鑑登録証明手数料，地籍調査結果図面等手数料など